

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 24 日現在

機関番号：12601  
研究種目：若手研究(B)  
研究期間：2016～2017  
課題番号：16K17050  
研究課題名(和文) A National Human Rights Institution for Japan  
  
研究課題名(英文) A National Human Rights Institution for Japan  
  
研究代表者  
Croydon Silvia (Croydon, Silvia)  
  
東京大学・大学院総合文化研究科・特任講師  
  
研究者番号：00634643  
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は日本国内人権機関がなぜ未だに存在しない原因を探った。国会で提出された国内人権機関の設置に関する三つの法律案に注目し、国会議事録、メディア報告等を基に廃案になった理由を分析した。その分析から浮かび上がったことは法務省の国内人権機関設置への抵抗である。2002年と2012年の法律案が廃案されたのは法務省による法律案作成への干渉・インプットのせいであるとまではいえまいだろう。しかし、法務省が国内人権擁護状況を単独でコントロールする自らの立場を明らかに失いたくないように動いてきた。そのことは2002・2012年の法律案に提案された国内人権機関が法務省の管轄下に置かれていたことから伺える。

研究成果の概要(英文)：This project investigated the reasons for the absence of a National Human Rights Institution (NHRI) in Japan. It did so by focusing on the three attempts to legislate for the instalment of such an institution in Diet. Based on analysis using Diet minutes, media reports and United Nations' documents, the project concluded that the key to the establishment of an NHRI in Japan lies in the Ministry of Justice. What surfaced through the research is that this Ministry resisted the proposals for the establishment of NHRI. Furthermore, that it did not like to lose its position as the sole interpreter of human rights in Japan is evident from the fact that in the 2002 and the 2012 draft bills the proposed NHRI was to be under the jurisdiction of that Ministry.

研究分野：国際関係と政治

キーワード：国内人権機関 日本 パリ原則 国会 法務省

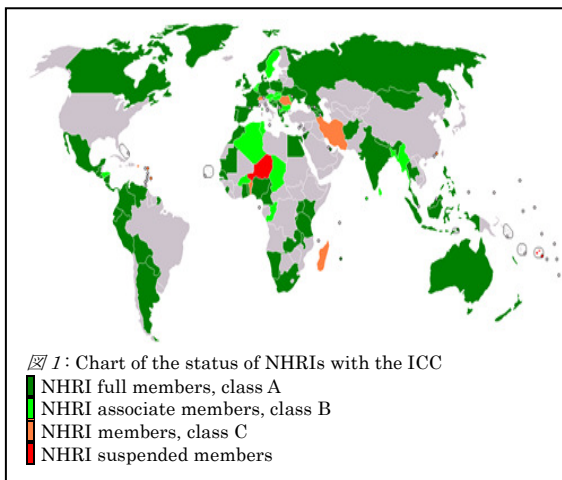
## 1. 研究開始当初の背景

1993年に国連が加盟国の国民の人権水準の向上させるべく国内人権機関の地位に関する画期的な原則(パリ原則)を採択した。政府から完全に独立で、人権の促進・擁護に対する全ての事項について、助言、意見、提案、勧告を行う権限の与えられた機関であるべきと定めた。この原則に従い、2015年9月という時点で世界110ヶ国が相当する国内人権機関を設けていた(下記の図1を参照してください)。

しかし、今になっても国連の原則に対してイニシアティブをとっていない国々がいくつか残っている状況である。その中で、先進国である日本のケースが特に目立っている。なぜならば、国内人権機関設置につながるであろう要件が(参考: Cardenas, Sonya. 2014. *Chains of Justice: The Global Rise of State Institutions for Human Rights*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press) 日本の場合でかなり揃っているからである。

まず第一に、日本は非常に強い民主主義伝統を持つ国である。一般的でもよく指摘されるように、東アジアで日本が真っ先に民主主義政治形態に切り替わった国家である。その歴史とまた別に、日本が現在においても東アジアで一番よく機能する民主主義国家であると思われる。

第二に、日本の市民社会が、西欧のそれと異なっていながらも、他に例のないように活気に満ちた質が高いものである(参考: Schwartz, Frank J. & Susan J. Pharr (eds). 2003. *The State of Civil*



*Society in Japan*. Cambridge: Cambridge University Press; Pekkanen, Robert. 2006. *Japan's Dual Civil Society: Advocates without Members*. Stanford:

Stanford University Press)。

第三に、日本の現在までの人権推進・保護へのコミットメントが濃いものである。すなわち、日本が数多くの国連人権条約を批准しているのである。具体的に、現時点で日本が次のすべての条約を批准している:

- 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(1956年批准);
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(1979年批准);
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約(1979年批准);
- 難民の地位に関する条約(1981年批准);
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1985年批准);
- 雇用政策条約(1986年批准);
- 児童の権利に関する条約(1994年批准);
- 人種差別撤廃国際条約(1995年批准);
- 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(1999年批准);
- 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(2001年批准)。

さらに、これらの条約の中のもっとも最新なものは国内人権機関導入を批准国に対して具体的に要求しているのだ。

以上の条件が整っているにもかかわらず、日本が国内人権機関を設置するイニシアティブを未だにとっていないことが不思議である。民主主義国家として人権を重んじるはずである日本、そして国内人権機関の資源として活気に満ちた市民社会を使える日本、さらに国連の主な人権条約をほとんどすべてをすでに批准している日本が国内人権機関設置においてパイオニアにならないまでも、そのような機関をとくに導入しているはずである。

## 2. 研究の目的

本研究は日本のパリ原則・独立な国内人権機関設置への消極的な態度の原因を調べるものである。国内人権機関設置への障害がどこにあるかを明らかにするのである。

### 3. 研究の方法

国会において国内人権機関設置に関する法律案を公布しようとする三回の試みを詳しく調べ分析する。その試みは次の通りである：

a) 2002 年自民党により提出された「人権擁護法案」

b) 2005 年民主党により提出された「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」

c) 2012 年民主党により提出された「人権委員会設置法案」。

国会議事録およびメディア報告、政府白書、国連レポート等を参考し、どのプレイヤー・利害関係者の声の結果・アウトカムに反映されているかを探る。

### 4. 研究成果

国内人権機関設置に関する法律案について下記の通りに結論した。

a) 2002 年の小泉内閣提出の「人権擁護法案」は報道機関や日本弁護士連合会をはじめ与野党双方から広く反対を浴びて殺された。人権擁護推進派の批判は、法案が国内人権機関をその独立性を保障すべく総理大臣の管轄下に置くべきであるのに対して、法務大臣のそれにしようとした点にある。つまり、1948 年から存在すし法務大臣が委嘱する民間のボランティア人権擁護委員制度とかわらないという批判である。

一方、独立性の点は報道機関の一部に正反対に解釈をされた。具体的に、産経新聞は法務省外局に作られる人権委員会は“独立性が高くコントロールできる大臣がない”。さらに、同新聞は“偏った人物が委員長に選ばれば、全ての市町村に配置される委員会直属の人権擁護委員が「どこかに差別はないか」とウの目タカの目で見回る監視社会になりかねない”と述べた。

また、法律案における「人権侵害」という単語の定義が曖昧だったこともあって、批判が保守層を中心に一層広がった。「人権侵害」が拡大解釈をされて言論統制につながりかねない、という疑義があった。逆差別につながり恣意的な運用によって言論の自由を脅かすのではないかと指摘された。他国で差別表現に対する糾弾を通じて、表現の委縮や言葉狩りが広がった経緯から、法律で規制をかけることへの懸念は学者、

文化人からも出された。

結局、当法案が一番の打撃を受けたのは当時東京都知事であった東京石原慎太郎からの批判である。石原は人権擁護委員の選定基準に国籍条項が無く、日本国籍を持たない在日韓国人・朝鮮人を人権擁護委員に選任することが可能になることに注目し、それは日本国家の浸食であると主張した。

b) 2005 年の民主党提案の法律案はそもそも公布される可能性は少なかった。パリ原則の乗っ取った理念の法律案ではあったものの、野党の力だけで公布に至る可能性が薄く、どちらかというとなら党内の分裂やその人権を保護というマニフェストの誓いを破ったことを国民に見せつけるために野党から提案されたといえる。それと同時に、民主党が人権推進に関して自己の信任を訴えたかったはずである。

c) 2012 年法律案は野田内閣が立法する力をもはや失った時点で民主党により提案されようとしたため、公布される可能性を高めるべく前回の当政党の法案よりも理念の薄いものでなければならなかったのである。人権理念が薄くなった以上は、日弁連をはじめとするいわゆる「人権推進派」側からも批判があった。最終的にこの法案が廃案となった理由は野田首相が民主党および自らのリーダーシップ的立場を自民党・公明党による消費増税法案成立への協力と交換した時点である。

国会におけるこれらの政治的過程は国内人権機関設置への表面的ハードルをいくつか明らかにするのである。人権委員会の独立性の問題、「人権侵略」解釈の問題、報道や取材の自由の問題等が存在している。しかし、それらだけでは日本のケースを理解しきれないところがある。やはり 110 もの国々が（少なくとも 2015 年時点で）同じ問題を克服し、国内人権機関設置に成功しているのである。そうならば、日本にも可能なはずである。何かもっと深い理由があるのではないか。

そこで、法務省の行動に注目がひかれる。2002 年と 2012 年の法律案が廃案されたのは法務省による法律案作成への干渉・インプットのせいであるとまではいえないだろう。しかし、法務省が国内人権擁護状況を単独でコントロールする自らの立場を明らかに失いたくないように動いている。自己の管轄外に人権擁護機関を作ることには抵抗を示していることは上記のディスカッションでよく分かる。もちろん、立法

となると政治家は官僚の望む通りにしなくともいいのだが、国会で国内人権機関を巡ってこれだけ分裂・批判・反対が多かったことは法務省にとっては都合のいいことだと考えられる。国内人権機関の存在しないという現状維持によって法務省の人権擁護状況の単独支配が続けるからである。

結論として、今後、国内人権機関が設置されるかどうかは法務省次第であるといえる。何十年も外圧・内圧に耐えて国内人権機関導入というアイデアに抵抗してきた法務省が一体立場を変えるであろうか。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2件)

- ① クロイドン シルビア、 “Making It Their Own: The Development of the Japanese Criminal Justice System”, Electronic Journal of Contemporary Japanese Studies (forthcoming, 2018). (審査有り)
- ② クロイドン シルビア、 “Progress or Prevarication?: The Move Toward the Establishment of a Human Rights Commission in Japan”, Human Rights Quarterly Vol. 39, No. 2 (2017): 369-92. (審査有り)

[学会発表] (計 0件)

無し

[図書] (計 0件)

無し

[産業財産権]

○出願状況 (計 0件)

無し

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況 (計 件)

無し

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

無し

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

クロイドン シルビア (CROYDON, Silvia)

東京大学・大学院総合文化研究科・特任講師

研究者番号: 00634643

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し